

農地法第3条許可申請書添付書類一覧表

南箕輪村農業委員会

申請書類の受付は、毎月 5 日～ 20 日です。

(土日・祝日を除く。20 日が土日・祝日の場合は直後の開庁日)

書 類 名	部数	備 考
許 可 申 請 書	1	捺印、捨印を忘れずにお願いします。
土地登記簿謄本 (全部事項証明書)	1	法務局伊那支局で取得してください。
農家基本台帳 または 耕作証明書	1	所有する農地が南箕輪村以外にもある方は、農地がある市町村の農業委員会で取得してください。所有する農地が全て南箕輪村にある方は、農家基本台帳添付の必要はありません。
関係各係への 合 議 書	1	申請について内容が分かる方の住所、氏名、電話番号を記入してください。 ※申請内容について、地元農業委員への説明が必要です。
位 置 図	1	住宅地図など現地が詳細にわかるもの。
その他参考となる書類	1	審査にあたって農業委員会が必要と判断した書類を求めることがあります。

○農地法第3条の許可を受けるには、権利取得者の耕作面積が許可を受けようとしている農地も含めて、農地法で 50 アール以上必要と定められていますが、南箕輪村では別段の面積設定で下記のとおり定めています。

①南箕輪村全域で 30 アール (3,000 ㎡)

②南箕輪村空き家バンク登録に付随する農地で、事前に農業委員会が確認を行い、農地の立地や出入り口などの状況から、空き家を購入する者が当該農地を併せて購入することが適当と判断した農地は 1 アール (100 ㎡)

○所有者が変更した際には、所属する土地改良区に必ず届け出てください。